

私たち一般社団法人Springは、性暴力のない社会の実現をめざす性暴力被害当事者および支援者の団体として、刑法改正の課題に取り組んできました。

私たちは、今回の刑法改正への議論を通じて、「性犯罪の処罰規定の本質」は相手が同意していないにもかかわらず性行為を行った者を処罰するものである、ということが、あたらためしかり確認されたことについて、大きな歓迎の思いをもって受け止めております。

この、「同意のない性行為は性暴力であり、処罰される」とのメッセージが、日本社会に広く伝わり、性暴力をなくしていくうえで大きな力になることを強く期待しています。

そのうえで、私たちは3点要望します。

一つは、「強制的性交等罪」から「不同意性交等罪」への、条見出しの変更です。試案では「同意しない意思」という表現で、不同意の性行為が処罰されるという、性犯罪の処罰範囲を明確に示すための規定が設けられました。そうであるならば、さらに条見出しでもわかりやすく、「不同意性交等罪」として、「同意のない性行為は罰せられる」ということを日本社会に大々的に周知することを強く求めます。それが「処罰範囲の明確化」の最もわかりやすいメッセージとなると考えます。

二つ目は、「性的同意」の概念について周知、啓発です。

刑法が変わり、同意のない性行為は性暴力であり処罰されるとなっても、多くの国民がそれを知らなければ、また「同意とは何か」を一人一人がともしっかり理解していなければ、相変わらず性被害は生まれ続けます。ノーはノー、沈黙もノー、対等で自由な関係におけるイエスのみかイエスであるという、「性的同意」の概念を、性加害も性被害もうまない社会にするために、国が責任をもって広く周知、啓発をしていただくことを強く望みます。

三つ目は、真に加害者も被害者もうまない社会にするために、刑法性犯罪規定の基本構造をYesMeansYes型にするなど、なお残る課題解決に向けて、さらなる実態調査、研究、見直しを行うことです。

今回の試案は大きな前進はありましたが、まだ不十分な点があります。

真に加害者も被害者もうまない社会を目指すならば、刑法の基本構造をYMY型にすること、相手の同意を確認せずに性行為を行うと処罰される。というものに変えることが必要不可欠です。また、地位関係性を利用した性行為について、教師や生徒、施設職員と入所者など明らかに対等でない場合の関係性を規定した処罰規定の新設がされていません。性交同意年齢の5歳差要件ではたして加害行為が適正に処罰されるか懸念が残っています。公訴時効は被害当事者の実態にまったく合っていないので、撤廃または15年以上の延長が必要です。これらの課題を解消すべく、必ず詳しい実態調査と、2年後の見直しを行うことを求めます。

以上、私たちは、今回の刑法改正試案について、同意のない性行為は性暴力として社会に広く周知されて、一日でも早く、性暴力のない社会を実現するために、今国会での早期成立を強く望みます。